

令和元年 9 月 5 日開催

第 27 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、こんにちは。それでは、農業委員会総会の開催に先立ちまして、まず初めに今井会長から挨拶をよろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。皆さんには事前協議に引き続きまして、今日は総会ということでお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

このところ稲穂も大分こうべを垂れてきまして、早いところでは色づき始めたようですし、また下のへた地ではやっと出そろったと。大分差があるようでございます。今月は、米に関して、稲に関してもいろいろ仕事もございます。農業共済のほうは、坪狩りをして今年の収量がどのぐらい出るか、そういう調査もしますし、被害に遭った稲の悉皆調査ということで、評価委員さんたちが被害を受けたところ、どのぐらい減収しているかという調査をします。また、評価委員さんは、検見協議会ということで、今回は藤岡ですか、そちらのほうへ行って、ちょっとこの田んぼはどのぐらい収量がとれるかということで、そういう勉強、勉強ですね、それで協議会をやりまして、上位が入賞ということで、そんなことをしまして、目を肥えらせるというか、そういう勉強もあります。そういう中で、先日、米に関してなのですけども、今日も倉渕の委員さん、おりますね。先日、事前協議のときに、その後ですか、塚越推進委員さんのほうから倉渕地区の川浦地域で、虫、虫といってもカタツムリかタニシかな、あれは、名前。今局長が調べているのですけれども、それが異常発生したということで、野菜ものには随分ついていっているようなのですけれども、稲にもそれが上へ上がってきて、何ていうのでしたか……

○事務局長 オカモノアラガイ。

○会長 オカモノアラガイという、これは、あれかい、タニシなのかい、カタツムリなのかい、どちらのほうなんだろう。

○事務局長 カタツムリに擬態をする、寄生虫だそうです。貝の寄生虫。

○会長 それが異常発生しまして、道路から、車がスリップするほど。それで、潰すとかさい。

潰すとかさいらしいのです。それで、これから9月末になって収穫、脱穀するわけなのですけれども、実にそれが入るとくさくて売り物にならないような、そんないろいろ心配していきまして、農業委員会、また農政部のほうと相談して、あと共済にも連絡したり、普及所へ連絡したり、JAのほうへ至急して、いい対策、害虫防除、何とかそれを対処してくれということでご相談ありまして、だんだん下のほうへ、烏川の流域がそうです。川から流れてきたり、車で運ばれてきたりすると、東の、またこちらのほうが被害が出るとお思いますので、そんな心配ごとがあるのですけれども、何とか駆除ができればと思っているところです。

さて、本題に入りますけれども、今日の総会では、皆さんご承知のとおり事前調査案件もござい

ませんので、時間も短縮してできると思います。今回は、農地調整の事務局の職員さんに幾らか体が休めたのではなかろうかと。それ以外に、いろんな悩む仕事も入っているようです。事務局は大変です。そんな中、皆さんも、これから秋の収穫ということで体を壊さないようにやっていただきたいと思います。

以上で挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。先ほど会長のお話にも出たオカモノアラガイなのですが、今朝、塚越職務代理と私と数名で権田へ行きまして、ちょうど権田の信号のところを、こちらから、高崎方面から行くと左側に折れたところの一、二キロ行ったところの集落の奥のところにこの貝が発生していまして、発生原因は何かわからないのですけれども。除草、ちょっと長くなった雑草を刈ったところ、草が倒れて、そのちょっと腐ったようなところの陰に、その貝が発生をしていました。普及所の方と、あと地元のJAの方、あと倉渚支所の担当と見に行ったのですが、まずは日に弱いので除草をまずもっとしてくださいと。それと、やはり石灰をまいて入らないようにすると。会長が言ったようなカタツムリのような一種なので、品物を、水稻をつくっていないくて周りに何もなくて影響がないようであれば、ナメクジを殺す薬で、皆さんもご存じかと思うのですが、この液体を使って殺すかなんていう話をして、細かい話は普及所の方がよく知っているので、そのことについては地元推進委員の塚越尚紀さんにうちのほうから案内したところでございます。緊急的な対応については、JAはぐくみと倉渚支所に緊急の場合の対応をよろしく願いしますという話をしてきましたので、よろしくお願いします。

○会長 まだ倉渚地域だけで、こちらのほうへは入っていないか。

○事務局長 入っていないです。見当たらないということです。

○会長 そうなんだ。

○19番石井委員 うちのほうはいますよ。

○会長 いるのだろう。

○19番石井委員 います。ただ、あれはどんどん増えてしまう。

○事務局長 ふ化する。卵を産んで、4個ぐらい卵を産むと言っていたから。

○19番石井委員 そうですね。石灰をまいて。

○事務局長 そうです、石灰まくということです。以上が先日、倉渚地域で発生した貝の報告となります。

では、改めまして、議事進行につきまして、今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第27回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、全員出席しておりまして、25名出席ということで総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行います。

まず初めに、議事録署名委員を皆様より指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 はい、わかりました。それでは、議席番号5番、青木好記委員さん並びに21番、植杉誠委員さんの両名を指名いたします。なお、書記には事務局の千葉主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

まず初めに、皆さん発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年9月23日許可、高農委指令第1289号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、転用期間は平成28年9月24日から令和元年9月23日までの3年間でございます。変更の理由につきましては、パネルの枚数と架台支柱の本数を変更するためとでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和元年9月24日から令和11年9月23日までの10年間の一時転用の申請でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の4条許可申請が提出されておまして、議案書10ページ、議案第3号ナンバー11が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は集合住宅でございまして、平成12年4月17日許可、群馬県指令西農第81号、変更の理由は資金繰りが困難になったためとでございます。変更後につきましては、契約内容は売買、利用目的は露天資材置場でございます。また、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請が提出されております。議案書21ページ、議案第4号ナンバー35が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等をお受けいたします。

これといつてなければ承認してよいか皆さんに伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて一体で効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございまして、こちら一時転用の案件でございまして、設定期間は令和元年9月24日から令和4年9月23日までの3年間の計画でございます。また、議案書17ページ、議案第4号ナンバー20が関連案件でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては6件でございます。この6件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または第3条第1項ただし書きに該当するため許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

これといつてなければ、許可してよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地近隣の法人から駐車場として使用したいと要望があり貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

2番 相続で取得した住宅用地に隣接する申請地を庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。なお、宅地353.71平米と一体利用の計画でございます。

3番 市道の幅員が狭く地域の利便性が悪いため、申請地を使用し市道を拡幅したいという道路用地の申請でございます。

4番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

5番 自社で生産した野菜を販売するため、申請地に農産物直売所を建築したいという農業用施設の申請でございます。

6番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。また、次のナンバー7が関連案件でございます。

7番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。また、前のナンバー6が関連案件でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でして、山林446平米と一体利用の計画でございます。

11番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の案件でございます。転用期間は令和元年9月24日から令和11年9月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、

先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

13番 先代が建築した農業用倉庫が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

14番 先代が建築した牛舎が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は14件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けします。

これとって皆さんのほうからないですか。

よろしければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、生コンクリート販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地682平米と一体利用の計画でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、雑種地140平米と一体利用の計画でございます。

す。

5番 契約内容は売買、イチゴの生産・販売を行っており申請地を買い受けてイチゴの加工と販売を行うための施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

6番 契約内容は売買、事業拡大に伴い現在の倉庫が手狭なため本社に近接する申請地を買い受けて倉庫を建築したいという倉庫の申請でございます。

7番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足しており、また高崎地域での拠点としても考えたく申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

8番 契約内容は遺贈、兄の遺志に従い申請地を譲り受けて、経営する自動車整備工場の車両置場及び資材置場として使用したいという露天車両置場及び露天資材置場の申請でございます。

9番 契約内容は売買、駐車場と資材置場が不足しているため本社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、経営する診療所に隣接する申請地を買い受けて職員と患者兼用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが来客用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、次のナンバー12が関連案件でございます。

12番 契約内容は売買、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。なお、前のナンバー11が関連案件でございます。

13番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため妻の祖父より申請地を譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地21.48平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は賃貸借、自動車販売修理業を営んでいるが販売店に隣接する申請地を借り受けて自動車修理工場を建築したいという自動車修理工場の申請でございます。なお、雑種地704平米と一体利用の計画でございます。

15番 契約内容は賃貸借、石材業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、農地種別区分は第1種農地でございますが、第1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当するもので許可の要件を満たすものと思われます。

16番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林19平米と一体利用の計画でございます。

17番は取り下げでお願いいたします。



続きまして、18番、19番については関連案件でございますので、一括して説明させていただきます。

18番 契約内容は賃貸借、駐車場への進入路として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、ハウスで作業する従業員の駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、現在、別の法人が行っている営農型発電施設の設定期間の満了が近づいており、更新に伴い既存の施設を継承して利用したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の案件でございます、設定期間は令和元年9月24日から令和4年9月23日までの3年間でございます。また、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー3が関連案件でございます。

21番 契約内容は賃貸借、運送業を営んでおり駐車場及び資材置場が不足しているため本社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、地目、山林とございますが農地台帳に登載のある農地でございます。

23番 契約内容は賃貸借、作業場の駐車場が不足しているため隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備の設置工事のための資材置場として申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちら一時転用の案件でございます、転用期間は令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間でございます。

25番 契約内容は売買、太陽光発電設備の設置に伴い管理用の通路がないため申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございます。なお、非農地判断済みの畑2,633平米のうち1,342.52平米と一体利用の計画でございます。

26番 契約内容は賃貸借、資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は賃貸借、家畜の仲介業を営んでおり申請地を兄より借り受けて仕入れた牛の一時飼育場として使用したいという牛舎の申請でございます。

30番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

31番 契約内容は売買、自宅を建築する宅地の敷地が狭いため隣接する申請地を買い受けて自家用車の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、議案書3ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請が関連案件でございます。

36番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが高崎地域の仕事が多いため利便性を考え、高崎に住居を構えたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定がございまして、第1種住居地域でございます。また、次のナンバー37が関連案件でございます。

37番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが高崎地域の仕事が多いため申請地を買い受けて倉庫及び駐車場として使用したいという倉庫及び露天駐車場の申請でございます。なお、宅地51.39平米、雑種地1.29平米と一体利用の計画でございます。こちら用途指定がございまして、第1種住居地域でございます。また、関連案件といたしまして、前の36番が関連案件でございます。

38番 契約内容は使用貸借、法人代表が所有する申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は、取り下げ1件を除く37件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりましたが、今回議案数が少ないので、南部と北部一括して説明していただきました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

このイチゴ屋さんの、5番か、どのぐらいイチゴやっているのだろう。今度は、農業用施設、加工、販売。観光イチゴ園をやっているのかな。もぎ取りみたいなのやっているのかな。5番。

○事務局 こちらは6次産業の対象として農林課で補助金を受けまして、野菜の加工、イチゴの加工と、あとアイスクリームの製造ということで、6次の補助金をもらって施設を建築したいということでございます。経営規模については、すいません、手元に資料がございません。

○会長 6次産業とかと、今最近そういうのがふえてきたから。結構いい値段であのイチゴの、何て言

うのか、あれは。飲む、何て言うのだっけ。スムージーというのか。

○事務局 参考なのですからけれども、結構、補助金が全体合わせると1,000万ぐらい出ていまして。

○会長 では、最高額だ。

○事務局 建物として、設備を入れまして、全体が1,340万の5分の4までが補助金がつくということで、上限が1,000万円ということになりまして、この1,000万円が丸々建物と設備費、あとは委託研修費というのは、また別にまた補助が出るみたいで、こちらは90万円出ています。

○会長 皆さんのほうから何かございますでしょうか。あと、17番取り下げでしたね。申請人から取り下げということで、17番取り下げということで。

ないようでしたら、よろしいでしょうか。

それでは、17番を除きまして異議がなければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について、次のとおり実施したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 令和元年度農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

議案書は24ページをご覧ください。1、概要になります。農地等利用最適化推進施策に関する意見につきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認められるときは、関係行政機関又は地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善意見を提出しなければならない」という規定に基づいて、農業委員会の意見を関係行政機関等に対して提出するというものです。

次に、2、今後のスケジュールについてでございます。9月3日の事前協議、本日の総会で募集についてご審議いただき、ご承認いただければ、10月の事前協議の際に改めて農業委員さん、推進委員さんに意見募集のご依頼をさせていただくこととなります。

3、意見の募集につきましては、皆さんからの意見を11月の事前協議までにご提出をいただき、取りまとめた後、1月の総会にてご決定いただいた後、4にありますとおり、農政部へ提出する予定となっております。

なお、意見の集約につきましては、農業会議所からも意見をいただいております、その内容も考慮しながら、農業委員会の意見として提出する予定です。

また、米印にありますように、この意見につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関するこ

と、具体的には担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進についてということです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。今回こういう意見ということでスケジュールが今説明にありましたとおり、行っていくということです。

それでは、皆さんから何か質疑等ございましたらお願いします。

○全員 なし。

○会長 それでは、このようなスケジュールで決定してよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項は、第1号から第3号までです。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第2種住居、ほか4件、計5件の農地法第4条の規定による届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居でございます。ほか21件、計22件の農地法第5条の規定による届出につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

まず、1番、2番でございますが、こちらにつきましては、7月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。開発許可との調整がとれないことから許可書の交付を保留していたところ、そちらが調いましたので、また、1番につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構、そちらとも調整させていただきまして問題ないという回答をいただいておりますので、令和元年7月23日付で許可書を交付しております。

続きまして、3番でございます。こちらにつきましても、4月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。こちらにつきましては一体利用地が911平米ございまして、開発指導課と残土の手続きで調整をしております、許可書の交付を保留していたところ、そちらが調いましたので令和元年7月25日付で許可書を交付しております。

続きまして、4番でございます。こちら4番につきましては、6月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。こちら開発指導課との残土の手続きが調わないことから許可書の交付を保留していたところですが、そちらが調いまして令和元年8月1日付で許可書を交付しております。

続きまして、5番からは先月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。

4条許可につきましては4件、5条許可につきましては69件。また、その内3,000平米を超えた案件につきましては、31ページの9番から11番、こちらが合わせて3,000平米を超える案件、また同じページで13番、こちらも3,000平米を超える案件、また34ページの72番、こちらも3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に照会をかけまして、許可相当で問題ないと回答をいただいております。その他の案件につきましても、開発指導課とその他の他法令の関係が調いましたので、令和元年8月22日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 ほかに事務局のほうはないですか。

○事務局 特にありません。

○会長 では、その他ということでは、ないということなのではけれども、今、竹内係長のほうからお話ございました3,000平米の常設審議委員会、最近、安中の太陽光が非常に多いのです。これは、何でこんなに多いのかなと思ってちょっと聞いてみたら、安中は固定資産税とか減免してくれると言っていたか。それなので、最初、太陽光のモデル地区だったらしいのです。だから、寺崎委員はよく知っているけれども、すごい面積で。

○6番寺崎委員 140ヘク。

○会長 140ヘク。

○6番寺崎委員 山が2つなくなっただけ。

○会長 ゴルフ場の跡地とか、随分。あれも、いろいろ考えものではけれども。

そういうことで、今回は調査案件はなかったのですが、来月、次回は多分あると思いますので、今度は植杉班長さんでしたか、3班の人、そのように覚悟しておいてください。終わったら日が暮れて、外は真っ暗。これからはそうですね。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第27回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時30分 閉会